短期利用居宅介護について、運営規程に盛り込むべき事項

　看護小規模多機能型居宅介護計画に関する条がある場合はその次の条に、ない場合は適当な場所に、次の条項を参考にして、短期利用居宅介護に関する内容を盛り込んでください。

（短期利用居宅介護）

第　条　当事業所は、次の場合に限り、当事業所に登録のない者に対し、短期利用居宅介護を提供する。

(１)　当事業所の登録者の数が、登録定員未満であること。

(２)　利用者の状態や利用者の家族等の事情により、利用者を担当する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員（以下｢居宅介護支援専門員｣という。）が、緊急に利用することが必要と認めること。

(３)　当事業所の介護支援専門員が、短期利用居宅介護を提供しても、登録者に対する看護小規模多機能型居宅介護の提供に支障がないと認めること。

２　短期利用居宅介護の開始に当たっては、あらかじめ７日以内（利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事業がある場合は14日以内）の利用期間を定めるものとする｡

３　短期利用居宅介護の利用に当たっては、居宅介護支援専門員が作成する居宅介護サービス計画の内容に沿い、当事業所の介護支援専門員が看護小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、当該看護小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

　契約書・重要事項説明書（料金表等）にも、同様に短期利用に関する事項を追記してください。